

○国立大学法人長岡技術科学大学学生宿舎等規則実施細則（改正後全文）

平成 22 年 1 月 13 日

細則第 2 号

（趣旨）

第 1 条 この細則は、国立大学法人長岡技術科学大学学生宿舎等規則（以下「規則」という。）第 17 条の規定に基づき、学生宿舎、国際交流会館、国際学生宿舎、30 周年記念学生宿舎及びインターナショナルロッジ（以下「学生宿舎等」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

（入居資格及び定員）

第 2 条 規則第 5 条の規定による学生宿舎等の入居資格及び定員は、原則として次のとおりとする。

| 宿舎名称 | 入居資格 | 居室区分 | 定員（人） |
|--------------|--|------|-------|
| 学生宿舎 | 日本人学部男子学生 | 単身室 | 355 |
| | 外国人男子留学生 | 単身室 | 5 |
| 国際交流会館 | 日本人大学院男子学生 | 単身室 | 2 |
| | 外国人男子留学生 | 単身室 | 42 |
| | 外国人留学生夫婦 | 夫婦室 | 8 |
| | 外国人留学生家族 | 家族室 | 5 |
| | 外国人の研究者 | 単身室 | 2 |
| 国際学生宿舎 | 日本人学部女子学生 | 単身室 | 35 |
| | 外国人女子留学生 | 単身室 | 15 |
| 30 周年記念学生宿舎 | 日本人大学院男子学生 | 単身室 | 5 |
| | 日本人大学院女子学生 | 単身室 | 5 |
| | 外国人男子留学生 | 単身室 | 3 |
| | 外国人女子留学生 | 単身室 | 5 |
| | 身体上の障害がある学生 | 単身室 | 1 |
| | 外国人留学生、日本人 5 年一貫制博士課程学生（第 3 学年から第 5 学年までに限る。）及び日本人博士後期課程学生並びにその配偶者 | 夫婦室 | 5 |
| インターナショナルロッジ | 外国人の研究者、外国人留学生及び日本人学生並びにその配偶者 | 夫婦室 | 12 |
| | 外国人の研究者、外国人留学生及び日本人学生並びにその家族 | 家族室 | 2 |

（入居期間）

第 3 条 規則第 6 条の規定による宿舎に入居することのできる期間は、次のとおりとする。

| 入居時期 | 入居期限 |
|----------------------------------|------------|
| 4月1日から8月31日までに入居する外国人留学生 | 翌年度の末日 |
| 4月1日から9月30日までに入居する日本人学生 | 翌年度の末日 |
| 9月1日から9月30日までに入居する外国人留学生 | 翌々年度の8月31日 |
| 10月1日から3月31日までに入居する日本人学生及び外国人留学生 | 翌々年度の9月30日 |

2 外国人の研究者の入居期間は、原則として1年以上2年以内とする。

(入居願)

第4条 規則第7条の規定による入居願は、別紙様式第1のとおりとし、必要書類を添えて、指定する募集期間内に提出するものとする。

(入居許可書の交付)

第5条 規則第8条の規定により、入居を許可したときは、入居許可書(別紙様式第2)を交付する。

(入居手続)

第6条 規則第9条の規定による入居手続は、誓約書兼入居届(別紙様式第3)を提出することにより行う。

(入居期間延長願及び許可)

第7条 入居期間満了後も引き続き入居を希望する者は、原則として入居期間満了の1月前までに入居期間延長願(別紙様式第4)を提出しなければならない。

2 入居期間の延長を許可したときは、入居期間延長許可書(別紙様式第5)を交付する。

(許可の取消)

第8条 規則第13条の規定により、入居許可を取り消したときは、入居許可取消通知書(別紙様式第6)を交付する。

(光熱水料等)

第9条 規則第10条第2項の規定による光熱水料その他必要な経費の月額は、次のとおりとする。

- 一 光熱水料 居室の専用メーター等による使用料
- 二 共益費 家族室2,400円、夫婦室2,000円、単身室1,000円
ただし、学生宿舎の単身室は500円

(集会・行事願)

第10条 規則第14条の規定による集会・行事願は、別紙様式第7のとおりとし、原則として集会・行事を行う3日前までに提出するものとする。

(退去手続)

第11条 規則第15条の規定による退去届は、別紙様式第8のとおりとし、原則として退去の1月前までに提出するものとする。

2 退去するときは、学務部学生支援課の指示に従わなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成 22 年 1 月 13 日から施行する。
- 2 国立大学法人長岡技術科学大学学生宿舎規則実施細則(平成 16 年 4 月 1 日細則第 7 号)、国立大学法人長岡技術科学大学国際交流会館規則実施細則(平成 16 年 4 月 1 日細則第 8 号)、国立大学法人長岡技術科学大学国際学生宿舎規則実施細則(平成 16 年 4 月 1 日細則第 9 号)及び国立大学法人長岡技術科学大学 30 周年記念学生宿舎規則実施細則(平成 20 年 1 月 16 日細則第 4 号)は、廃止する。
- 3 この細則施行の際現に入居している者の入居期間は、その者が現に許可されている入居期間とする。

附 則(平成 25 年 8 月 26 日細則第 2 号)

この細則は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 30 日細則第 1 号)

この細則は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。